

# 令和2年第1回七戸町議会臨時会 会議録

令和2年7月27日七戸町告示第70号で、令和2年第1回七戸町議会臨時会を8月3日  
上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和2年 8月 3日 午前10時00分 開会

令和2年 8月 3日 午前10時49分 閉会

## ○応招議員（16名）

議長	16番	瀬川 左一 君	副議長	15番	盛田 惠津子 君
	1番	中野 正章 君		2番	山本 泰二 君
	3番	向中野 幸八 君		4番	二ツ森 英樹 君
	5番	小坂 義貞 君		6番	澤田 公勇 君
	7番	疋 清悦 君		8番	岡村 茂雄 君
	9番	附田 俊仁 君		10番	佐々木 寿夫 君
	11番	田嶋 輝雄 君		12番	三上 正二 君
	13番	田島 政義 君		14番	白石 洋 君

## ○不応招議員（0名）

## ○町長提出案件

報告第17号 専決処分事項の報告について  
(七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

報告第18号 専決処分事項の報告について  
(七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について)

報告第19号 専決処分事項の報告について  
(令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

議案第70号 令和2年度七戸町一般会計補正予算(第4号)

議案第71号 工事請負契約の締結について(蛇坂団地建築工事(第1工区))

議案第72号 工事請負契約の締結について(蛇坂団地建築工事(第2工区))

**○その他**

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

# 令和2年第1回七戸町議会臨時会 会議録（第1号）

令和2年8月3日（月） 午前10時00分 開会

---

## ○議事日程

- 日 程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程第 2 会期の決定について
- 日 程第 3 諸般の報告について
- 日 程第 4 提出議案一括上程  
「報告第17号専決処分事項の報告について（七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」から「議案第73号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第3工区）」までの4議案、3報告を一括上程  
(町長提出議案総括説明)
- 日 程第 5 報告第17号 専決処分事項の報告について  
(七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日 程第 6 報告第18号 専決処分事項の報告について  
(七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について)
- 日 程第 7 報告第19号 専決処分事項の報告について  
(令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）)
- 日 程第 8 議案第70号 令和2年度七戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日 程第 9 議案第71号 工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第1工区）)
- 日 程第10 議案第72号 工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第2工区）)
- 日 程第11 議案第73号 工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第3工区）)
- 

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（15名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田恵津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	4番	二ツ森英樹君		5番	小坂義貞君
	6番	澤田公勇君		7番	宥清悦君
	8番	岡村茂雄君		9番	附田俊仁君
	10番	佐々木寿夫君		11番	田嶋輝雄君
	12番	三上正二君		13番	田島政義君
	14番	白石洋君			

---

### ○欠席議員（1名）

3番 向中野幸八君

---

### ○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	中野昭弘君	支所長	小山彦逸君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	田嶋邦貴君	財政課長	金見勝弘君
(兼地域おこし総合戦略課長)		会計管理者	原田秋夫君
		(兼会計課長)	
税務課長	附田敬吾君	町民課長	原子保幸君
社会生活課長	澤山晶男君	健康福祉課長	井上健君
商工観光課長	附田良亮君	農林課長	鳥谷部勉君
建設課長	氣田雅之君	上下水道課長	仁和圭昭君
教育長	附田道大君	学務課長	鳥谷部慎一郎君
生涯学習課長	田中健一君	世界遺産対策室長	甲田美喜雄君
中央公民館長	高田博範君	南公民館長	高田美由紀君
		(兼中央図書館長)	
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	三上義也君
代表監査委員	野田幸子君	監査委員事務局長	天間孝栄君
選挙管理委員会委員	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	原子保幸君

---

### ○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 天 間 孝 栄 君

事務局 次 長 鳥 谷 部 伸 一 君

---

○会議録署名議員

5 番 小 坂 義 貞 君

6 番 澤 田 公 勇 君

---

○会議を傍聴した者（5名）

---

○会議の経過

開会 午前10時00分

○開会宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、令和2年第1回七戸町議会臨時会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は14名です。  
定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
- 

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） これより、本日の会議を開きます。
- 

○日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番小坂義貞君と6番澤田公勇君を指名します。
- 

○日程第2 会期の決定について

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。  
議長において作成いたしました議事日程及び説明員は、お手元に配布したとおりであります。
- 

○日程第3 諸般の報告について

- 議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告についてを行います。  
議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。
- 

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について。

報告第17号専決処分事項の報告について（七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）から議案第73号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第3工区）までの4議案、3報告を一括上程いたします。

町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

本日ここに、令和2年第1回七戸町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多忙のところ御出席いただき、厚くお礼申し上げます。

また、議員各位には、日頃より町政運営に御理解と御協力をいただいておりますことに対し、重ねてお礼申し上げます。

初めに、7月上旬、九州地方に被害をもたらした記録的な豪雨ですが、多くの方々が犠牲となりました。特に熊本県では、7月26日現在、65名の方が命を落とし、懸命の捜索にもかかわらず、いまだに2名の方が行方不明となっております。

また、最近では山形県の最上川が氾濫するなど、全国各地で大雨による被害が頻発しております。

このたびの豪雨により犠牲となられました方々に対し、衷心よりお悔み申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

次に新型コロナウイルスですが、5月25日、全ての都道府県において、緊急事態宣言が解除され、県をまたぐ移動やイベントの開催、会食等にかかわる制限について段階的に緩和されております。

しかし、制限が緩和されたことにより、首都圏、特に東京都を中心に感染者が増え始め、最近では全国の主要都市に拡大しております。青森県においても7月10日に2名、11日に1名、16日に1名の計4名の感染者が確認されました。

さらに国のGo Toトラベルキャンペーンも始まり、感染者の拡大が危惧されている状況です。

当町でも緊急事態宣言解除後、公共施設の利用など段階的に緩和しておりますが、全国的に感染者が増加していることから、町民の皆様には国が示している新しい生活様式に基づき、引き続き感染防止の基本である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや3密を避ける対策の実践をお願いするとともに、感染が拡大している地域への移動や、拡大している地域からの移動については、慎重に行動していただきますように重ねてお願いをいたします。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

報告第17号専決処分事項の報告について（七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を遡って行うことができるよう、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第18号専決処分事項の報告について（七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について）は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による影響を受けた第1号被保険者に対し、保険料の減免の特例ができるよう、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第19号専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））については、新型コロナウイルス感染症に関し、国民健康保険税の減免の特例措置の実施について、緊急に対応する必要があったことから、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入歳出の財源に変更が生じたため、急きよ補正せざるを得なかったものです。

歳入は、国民健康保険税から3,000万円を減額し、国庫支出金に1,800万円、県支出金に1,200万円を追加するものです。

歳出は、款の区分ごとにおいて金額の変更はございません。

議案第70号令和2年度七戸町一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,455万9,000円を追加し、予算の総額を118億4,794万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に603万5,000円、町債に850万円を追加するものです。

歳出は、総務費に270万円、消防費に621万円、災害復旧費に564万9,000円を追加するものです。

また、地方債については、事業費の追加に関連し、消防防火施設整備事業費、災害復旧費を増額しております。

議案第71号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事第1工区）については、条件付き一般競争入札を令和2年7月14日実施したところ、株式会社三輪建設に落札となったので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第72号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事第2工区）については、条件付き一般競争入札を令和2年7月14日実施したところ、石田産業株式会社に落札となったので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第73号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事第3工区）については、条件付き一般競争入札を令和2年7月14日実施したところ、株式会社工藤組に落札となったので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

以上が、本臨時会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提出議案の説明を終わります。

これより議案審議に入ります。



---

○日程第5 報告第17号

○議長（瀬川左一君） 日程第5 報告第17号専決処分事項の報告について（七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第17号専決処分事項の報告について（七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第6 報告第18号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 報告第18号専決処分事項の報告について（七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第18号専決処分事項の報告について（七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第7 報告第19号

○議長（瀬川左一君） 日程第7 報告第19号専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第19号専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第8 議案第70号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 議案第70号令和2年度七戸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

11番。

○11番（田嶋輝雄君） 私の計算の仕方がまずいのかどうかわかりませんが、お尋ねいたします。

5ページの歳入です。国庫支出金、繰入金、町債、補正前の額があります。そこで7ページです。補正前の額とその額が一緒でしょうか。

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時21分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

数字について齟齬があるのではないかという御質問でございましたが、休憩時間を取っていただいて計算いたしました。合致するものと考えておりますが、よろしかったでしょうか。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

13番。

暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第70号令和2年度七戸町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第9 議案第71号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 議案第71号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第1工区））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番（听 清悦君） この後の第2工区、第3工区とも関わりがありますが、第1工区から第3工区まで、全て面積も同じになっております。同じ建物であった場合に、第2工区が一番高く、第1工区と第3工区の予定価格がそれより低い訳ですが、その理由について伺います。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

議案書の2枚目、裏面です、配置図がございますが、19号が赤枠であります。その下に2工区として20号が黒枠であります。またその下に3工区として21号が黒枠であります。建物は全て一緒であります、唯一、外構工事が違います。その外構工事の費用分が工事費の違いとなっております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

14番。

○14番（白石 洋君） これを見ますと、7月14日に入札が実施されているわけですが、何で今まで、今日の日まで時間がかかったのかと。その理由は何ですか。

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

入札を執行し、仮契約を締結しております。それから今日、議会に付すまでの期間が空いたということについての御説明になりますが、制度上の期間的なものはクリアされておりますが、例えば1週間前に議会が開けるのであればそちらに上程したかった経緯もございます。ただし議会の開会のスケジュール調整のために今日まで期間を要したということで御理解いただけますでしょうか。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 14番。

○14番（白石 洋君） 今の答弁はよく分からない。私が常日頃申し上げているように、今の時期の1日というのは、真冬になると何日分になるのかと、いつも質問しています。私は合併する前の七戸町で、ほとんどの建物がこれで失敗しています。ですから、いつでも言っております、何としてでもとにかく早くやっていただきたいと。いまいま言っているわけではないです。何十年と話をしているわけでしょう。こんなことがあってはいけない。2週間もほったらかしにしておくということは。こういうやり方は意味がないでしょう。もう少し担当課なりが考えて、町長がいなければ副町長でもいいわけですから。どんどん進めればいいわけです。議会側も必ずしも町長が出席しなければならないということはないですから。

これから詰めていくのは大変だと思います。今は8月だから、5カ月、150日ほどで、12月なれば仕上げの時期に入っていきます。天気が悪くなるでしょう。仕上げが難しくなるのです。そういうことも考えて、ピッチをあげて、良い工事をしていただくために、業者の方にも気合と努力をお願いしながら進めてほしいと思っております。

それからもうひとつ聞きたいことがあります。3件あるわけですが、いまはそのうちの1

工区目の議題ですが、あえて関連がございますのでお尋ねするわけですが、役場からの工事の発注は、業者の方々がネットで情報を得て入札に参加しているわけでありまして。今回入札に参加していただいた業者は4者です。そのうち1者が落札されたので、次の2工区、3工区については、辞退するという現象が起きております。これは制度的に違法ではないでしょうが、せっかく町内業者の中で資格のある業者、しかも5,000万円を超える工事を落札したから抜け、また落札したから抜けるようになってくると、本当に一般競争入札という形になっているのかという問題が出て来るわけですね。この辺の所をもう少し、担当課の方々も、業界の方々に指導をするべきだと考えます。辞退した業者は違法ではありませんが、このような状況がおこるような心配があるようであれば、指名競争にすればいいでしょう。指名すれば参加しますから。できれば、町からの発注の工事は、町の業者の方々に一生懸命、落札していただきたいという思いが、私たちにはありますから。特にこのような社会情勢であれば、町民の一人一人が頑張ってもらいたいという思いから、私も大いにそのようなことには賛成なのですが、そのような心配事をクリアしてやっていかないと、せっかくの一般競争入札の意味が薄れていくということを忘れないで執行してほしいと思います。

簡単でいいので、町長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

おっしゃっている意味はよく分かっております。地域限定の一般競争入札ということで、最初に落札した業者が、後は辞退したと。残ったのは3者ということになってしまっていて、これで限界なのです。それでまた1者抜け、2者抜けると競争性がなくなってしまいます。業者側の仕事を取る事由、取れない理由、取らない事由、こういったものもあるのですけれども、できれば本来ではないと私も心配しております。この辺は、今回4者でありましたけれども、よく協議をして、こちらの希望と言いますか、議員の皆さんの心配と言ってお伝えして、正常な競争性を確保するような体制を指導していきたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

12番。

○12番（三上正二君） 白石議員の質問に関連いたしますが、先ほどの答弁に、議会の日程を取るための関係で遅れましたとありましたが、議会の日程を取るためということはどういうことですか。議会との調整と、先ほど財政課長が答弁をしたけれども。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

本日のような臨時会の招集日のことでございます。議会を開催して議決していただくための議会の開会する期日をもっと早めることができなかつたがため、今日になりました。

○議長（瀬川左一君） 12番。

○12番（三上正二君） それはわかりますが、臨時会は、事務局長や議長と日程を詰めるのですよね。今回は、臨時会の日程を決めてから入札を行ったのか。工事の契約を早く進め

るために、臨時会の日程調整を行えばいいのではないですか。今回の臨時会日程は、議会側なのか行政側なのか。議会側だけ出席しても、議会にはならないので。そういうことの話なのです。言っていることがわかりますか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、町長の日程、議長の日程が合わなかったり、他の会議が入っていると、そういう絡みがありまして本日の開催ということになりました。

○議長（瀬川左一君） 12番。

○12番（三上正二君） いま、この状況で、会議など行われていないはずですが、コロナ、コロナ、コロナで。東京出張もないはずですが。ここにいて常にコロナ対策ということでやっている。議長でも会議はほとんどなくなっているはずだから。とすれば、その調整ができないというのは苦しくないですか。

それから、一般競争入札について、これに記載されているということは、七戸町に本社があつて、その他の条件もあつて、どうぞ参加してくださいということですね。そして参加するという意思表示があるということですね。それで、参加するという意思表示を示したのになんで辞退なのか。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

条件付き一般競争入札の実施要領に基づいて行っているのですが、その中には、いま議員がおっしゃったとおり、七戸町内に本店を有する業者、そして今回の工事をやるのはA級という条件が付きます。これに該当するのが、今回、4者ございました。第1工区から第3工区まで、先ほども御質問がございましたが、同じような工種になってございます。辞退した業者に、直接私のほうで確認してございませませんが、この第1工区を落札した業者は、3つの工事のうち、1つは落札したいということで応札いたしました。後の2つの工事は、会社の都合により、例えば技術者がいないであったり、下請け業者を見つけることができないとか、様々会社の個別要因があると思われまます。そういったなかで、最初から辞退届を出すことになると、3工区あるうちの1工区も落札できない。今回の場合は、第1工区で落札できたため、第2、第3工区は辞退という形での意思表示だったと思われまます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番。

○12番（三上正二君） 落札したくなければ、高い価格で入札すれば落札できないのです。そういうことでしょ。どう考えてもおかしい。辞退、辞退というのは。会社として1つの工事はできるけれど、2つは無理だということはわかります。そうすれば1つ落札したのであれば、後の2つは高い価格で札を入れれば落札できないのではないですか。辞退という形はどうかということを言っているのです。要するに残り3者でやってくださいと言っているのと同じことではないですか。それはよくないと思っております。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

辞退の届けですが、そもそも入札会場にありますと、本来であれば辞退というものではなくて、入札書を入れる、意思表示が0円でもないですし、辞退という表示であったわけですから。競争性のところで考えると、残り3者につきましては、第2工区の場合は同じように札入れを実施いたしましたので、1者辞退をして、3者での入札だという意識はなかったものと思っております。そして開札をいたしまして、4者札を入れたうちの1者の札が辞退という表記であったということです。先ほど議員がおっしゃったように、高い金額を入れればいいのではないかというお話でありましたが、それは予定価格を公表しておりますので、考え方としてそれ以上の金額を入れるということは、業者としてのモラルにもそぐわないし、予定価格と同じ金額を入れたときに、万が一落札した場合に対応できないケースもあったのではないかと、あくまでも推測でございますが、そのような状況だと思われま。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

7番。

○7番（听 清悦君） 全ての落札率をみると、98.5パーセント前後でありますけれども、予定価格に対して落札する側もほとんど予定価格に近いぎりぎりの金額を入れないと落札できないほど予定価格が正確に算出されていると感じております。一方で、近隣の市町村では、予定価格が低すぎて仕事をとっても、はっきり言って利益にならない、逆に赤字になるようなものは辞退するようなどころもあって、もう一回入札し直ししているところもあるようです。

予定価格を積算するためのソフトなどは、他の市町村と同じだと思うのですがけれども、積算されたものをそのまま予定価格としているのか、それより低い価格として予定価格としているのかという違いがあるとは思いますが、予定価格はどのように算出しているのか。算出金額をそのまま出しているのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったとおり、設計価格というのは積算基準がございまして算定しております。算出された工事費につきましては、予定価格と同じ金額でございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第71号工事請負契約の締結について(蛇坂団地建築工事(第1工区))は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第10 議案第72号

○議長(瀬川左一君) 日程第10 議案第72号工事請負契約の締結について(蛇坂団地建築工事(第2工区))を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第72号工事請負契約の締結について(蛇坂団地建築工事(第2工区))は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第11 議案第73号

○議長(瀬川左一君) 日程第11 議案第73号工事請負契約の締結について(蛇坂団地建築工事(第3工区))を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。



これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第73号工事請負契約の締結について（蛇坂団地建築工事（第3工区））は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○閉会宣言

○議長（瀬川左一君） 以上をもちまして、令和2年第1回七戸町議会臨時会に付議された事件はすべて議了しました。

これをもって、令和2年第1回七戸町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会 午前10時49分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年 8 月 3日

上北郡七戸町議会 議 長

議 員

議 員